2　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　サンハーベスト株式会社

（勧告日：平成24年10月12日）【附属資料２－４－３⑴①（番号７）参照】

①　ファンドの契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第38条第１号〕

【概要】

当社営業員は、ファンド持分の取得勧誘において、配当等は保証されないものとなっているにもかかわらず、「配当は毎月必ずもらえる。」等、顧客に対し虚偽のことを告げていた。

②　自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

〔金商法第36条の３〕

【概要】

当社は、自己の名義をもって、株式会社新日本経済投資顧問所属の営業員に、ファンド持分の取得勧誘を継続して行わせていた。

③　ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況

〔金商法第52条第１項第９号〕

【概要】

当社のファンドの運営状況等について検証したところ、「ファンド出資金の管理が極めて不適切な状況」、「出資対象事業の運用状況に係るモニタリングが極めて不十分な状況」及び「極めて不適切な配当金の処理状況」が認められた。

⑵　Forex&Mineral Trading株式会社

（勧告日：平成24年12月21日）【附属資料２－４－３⑴①（番号16）参照】

①　集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第38条第１号〕

【概要】

当社は、ファンドの取得勧誘に当たり、顧客に対して、当社が石油タンクを所有しており、また、当該ファンドの投資先である米国法人は石油採掘権を所有し、すでに石油採掘事業を開始しているとの説明等を行っているが、実際には、当社が石油タンクを所有した事実や、米国法人が石油採掘権を所有し石油採掘事業を行っている事実は認められなかった。

②　権利者から出資を受けた金銭を流用する行為

〔金商法第42条第１項〕

【概要】

当社は、運用を行っていたファンドについて、権利者から出資を受けた金銭を出金し、当社会長個人の事業費用や当社の給与等の経費の支払いに流用していた。

③　純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況

〔金商法第52条第１項第３号〕

【概要】

当社の検査基準日現在の純財産額は、不適切な会計処理等を修正したところ、金商法第29条の４第１項第５号ロの規定に基づく同法施行令第15条の９第１項に定める金額（５千万円）に満たない状況となっていた。

3　投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　株式会社新日本経済投資顧問

（勧告日：平成24年10月12日）【附属資料２－４－３⑴①（番号８）参照】

①　無登録で集団投資スキーム持分に係る私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第29条〕

【概要】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けずに、サンハーベスト株式会社が組成するファンド持分に係る私募の取扱いを行っていた。

②　著しく不当な勧誘を行っている状況

〔金商法第52条第１項第９号〕

【概要】

当社営業員は、当該ファンド持分の取得勧誘に際し、サンハーベスト株式会社の社員であることを装ったうえで、元本等は保証されないものとなっているにもかかわらず、「元本が１円も目減りすることの無い商品です。」等、顧客に対し虚偽のことを告げており、金融商品取引業に関し、著しく不当な勧誘を行っている状況が認められた。

⑵　ユーレカプロジェクト合同会社

（勧告日：平成24年11月26日）【附属資料２－４－３⑴①（番号９）参照】

①　業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

〔金商法第51条〕

【概要】

○　無登録の投資運用業者との投資一任契約の媒介をする行為

当社は、当社の主催したセミナー等で知りあった複数の者に対して勧誘し、海外に所在する無登録の投資運用業者との間で投資一任契約の締結の媒介を行った。

○　無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為

当社は、無登録の投資助言・代理業者である甲が開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウエアの販売を目的として、甲と総代理店業務委託契約を締結のうえ複数の顧客に対し当該ソフトウエアを勧誘・販売しているが、甲は、顧客サポート等について当社を介さずに顧客に直接行っていることから、実質的に当社は、甲の代理として顧客との投資顧問契約の締結をしている状況が認められた。

②　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為

〔金商法第37条第２項〕

【概要】

当社は、当社ホームページに掲載したソフトウエアの広告において、当該ソフトウエアの利用体験者の実績につき、架空の内容を掲載するなど著しく事実に相違する表示のある広告を行っていた。

⑶　株式会社企業設計

（勧告日：平成24年12月14日）【附属資料２－４－３⑴①（番号14）参照】

○　無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第29条〕

【概要】

当社は、第二種金融商品取引業の登録を受けずに、外国で発行される集団投資スキーム持分について募集又は私募の取扱いを行っていた。

⑷　メジャーインベスト株式会社

（勧告日：平成25年３月15日）【附属資料２－４－３⑴①（番号17）参照】

○　顧客からの金銭の預託の受入れ

〔金商法第41条の４（平成19年９月29日以前の行為については、投資顧問業法第19条）〕

【概要】

当社は、当社顧客等から、当社預金口座等への振込送金等の方法により、合計で約１億円の金銭の預託の受入れを行った。